

## 多気町 よりそいギフトのご案内

流産死産中絶で赤ちゃんを亡くされた妊婦(産婦)のかたに、妊婦支援としてよりそいギフトが給付されます。給付には申請が必要です。

### 対象者

令和7年4月1日以降に妊娠の確認をされ、申請日に多気町に住所を有する妊婦(産婦)

### 給付額

妊婦(産婦)1人につき5万円、胎児1人につき5万円

### 申請に必要な書類

- ・よりそいギフト申請書(窓口またはHPからダウンロードできます)
- ・流産中絶をされた場合:処置をうけた医療機関の診断書(妊婦給付認定用診断書)
- ・死産された場合:母子健康手帳
- ・妊婦(産婦)のマイナンバーがわかるもの
- ・振込先の確認ができるもの(妊婦(産婦)名義のもの)
- ・本人確認ができるもの

### 申請方法

上記の必要書類を持参の上、多気町こども課まで提出してください。  
窓口に来るのが困難な場合は、こども課まで問い合わせください。

### 問い合わせ先

多気町こども課こども未来係  
Tel0598-38-1154  
多気町相可 1600

